

測定方法一覧【生活環境項目、健康項目（公共用水域）等】

区分	項目	測定方法		単位	報告下限値	環境基準
		河川・湖沼	海域			
一般項目	気温	規格7.1	同左	℃	—	—
	水温	規格7.2	同左	℃	—	—
	外観	規格8	同左	—	—	—
	臭気	規格10.1	同左	—	—	—
	透視度	規格9	同左	cm	30（上限値）	—
生活環境項目	pH	規格12.1又はガラス電極を用いる水質自動監視測定装置によりこれと同程度の計測結果の得られる方法	同左	—	—	類型で異なる
	DO	規格32又は隔膜電極若しくは光学式センサを用いる水質自動監視測定装置によりこれと同程度の計測結果の得られる方法	同左	mg/l	0.5	類型で異なる
	BOD	規格21	—	mg/l	0.5	類型で異なる
	COD	規格17	(有明海B類型はアルカリ法)	mg/l	0.5	類型で異なる
	SS	付表9	同左	mg/l	1	類型で異なる
	大腸菌群数	最確数による定量法	同左	MPN/100ml	2	類型で異なる
	α-ヘキサン抽出物質（油分等）	付表14	同左	mg/l	0.5	検出されないこと（海域）
	全窒素	規格45.2、45.3、45.4又は45.6（規格45の備考3を除く。2イにおいて同じ。）	規格45.4又は45.6	mg/l	0.05	類型で異なる
	全りん	規格46.3（規格46の備考9を除く。2イにおいて同じ。）	規格46.3	mg/l	0.003	類型で異なる
	全亜鉛	規格53	同左	mg/l	0.001	類型で異なる
ノニルフェノール	付表11	同左	mg/l	0.00006	類型で異なる	
LAS	付表12	同左	mg/l	0.0006	類型で異なる	
健康項目	カドミウム	規格55.2、55.3又は55.4	同左	mg/l	0.0003	0.003mg/L以下
	全シアン	規格38.1.2（規格38の備考11を除く。以下同じ。）及び38.2、規格38.1.2及び38.3、規格38.1.2及び38.5又は付表1	同左	mg/l	0.1	検出されないこと
	鉛	規格54	同左	mg/l	0.001	0.01mg/L以下
	六価クロム	規格65.2（規格65.2.7を除く。）に定める方法（ただし、規格65.2.6に定める方法により汽水又は海水を測定する場合にあっては、日本工業規格K0170-7の7のa)又はb)に定める操作を行うものとする。）	同左	mg/l	0.005	0.05mg/L以下
	砒素	規格61.2、61.3又は61.4	同左	mg/l	0.001	0.01mg/L以下
	総水銀	付表2	同左	mg/l	0.0005	0.0005mg/L以下
	アルキル水銀	付表3	同左	mg/l	0.0005	検出されないこと
	PCB	付表4	同左	mg/l	0.0005	検出されないこと
	ジクロロメタン	規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2	同左	mg/l	0.002	0.02mg/L以下
	四塩化炭素	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5	同左	mg/l	0.0002	0.002mg/L以下
	1,2-ジクロロエタン	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1又は5.3.2	同左	mg/l	0.0004	0.004mg/L以下
	1,1-ジクロロエチレン	規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2	同左	mg/l	0.002	0.1 mg/L以下
	1,2-ジクロロエチレン	規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2	同左	mg/l	0.004	0.04 mg/L以下
	1,1,1-トリクロロエタン	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5	同左	mg/l	0.1	1 mg/L以下
	1,1,2-トリクロロエタン	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5	同左	mg/l	0.0006	0.006 mg/L以下
	トリクロロエチレン	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5	同左	mg/l	0.001	0.01 mg/L以下
	テトラクロロエチレン	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5	同左	mg/l	0.001	0.01 mg/L以下
	1,3-ジクロロプロパン	規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1	同左	mg/l	0.0002	0.002 mg/L以下
	チウラム	付表5	同左	mg/l	0.0006	0.006 mg/L以下
	シマジン	付表6の第1又は第2	同左	mg/l	0.0003	0.003 mg/L以下
	チオベンカルブ	付表6の第1又は第2	同左	mg/l	0.002	0.02 mg/L以下
	ベンゼン	規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2	同左	mg/l	0.001	0.01 mg/L以下
	セレン	規格67.2、67.3又は67.4	同左	mg/l	0.001	0.01 mg/L以下
	ふっ素	規格34.1（規格34の備考1を除く）若しくは34.4（妨害となる物質としてハロゲン化合物又はハロゲン化水素が多量に含まれる試料を測定する場合にあっては、蒸留試薬溶液として、水約200mlに硫酸10ml、リン酸60ml及び塩化ナトリウム10gを溶かした溶液とグリセリン250mlを混合し、水を加えて1,000mlとしたものを用い、日本工業規格K0170-6の6図2注記のアルミニウム溶液のラインを追加する。）又は34.1.1c)（注（2）第三文及び規格34の備考1を除く。）（懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しない場合にあっては、これを省略することができる。）及び付表7	—	mg/l	0.08	0.8 mg/L以下
	ほう素	規格47.1、47.3又は47.4	—	mg/l	0.1	1 mg/L以下
	1,4-ジオキサン	付表8	同左	mg/l	0.005	0.05 mg/L以下
	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素			mg/l	0.02	10mg/L以下
硝酸性窒素*	規格43.2.1、43.2.3、43.2.5又は43.2.6	同左	mg/l	0.01	—	
亜硝酸性窒素*	規格43.1	同左	mg/l	0.01	—	
その他の項目	透明度	（湖沼は海洋観測指針による方法）	海洋観測指針	m	—	—
	大腸菌数	特定酵素基質寒天培地によるMPNフィルター法	—	個/100ml	1	—
	アンモニア性窒素	インドフェノール法（海水分析法）	同左	mg/l	0.01	—
	リン酸態リン	モリブデン青法（海水分析法）	同左	mg/l	0.003	—
	塩化物イオン	H15厚生労働省告示第261号別表第21、規格35.1	同左	mg/l	1	—
	陰イオン界面活性剤	規格30.1	同左	mg/l	0.02	—
	クロロフィルa	湖沼環境調査指針の吸光法（アセトン抽出）	海洋観測指針	mg/m3	0.1	—
	トリハロメタン生成能	平成7年6月16日環境庁告示第30号別表	—	mg/l	0.0004	—
	クロホルム生成能	平成7年6月16日環境庁告示第30号別表	—	mg/l	0.0001	—
	ブromoクロロメタン生成能	平成7年6月16日環境庁告示第30号別表	—	mg/l	0.0001	—
	ジブromoクロロメタン生成能	平成7年6月16日環境庁告示第30号別表	—	mg/l	0.0001	—
ブromoホルム生成能	平成7年6月16日環境庁告示第30号別表	—	mg/l	0.0001	—	

「規格」：日本工業規格K0102 *その他の項目に分類

「付表1～14」：昭和46年12月28日、環境庁告示第59号に定める方法（平成31年3月20日環境省告示第46号最終改正）

「付表」：平成9年3月13日、環境庁告示第10号に定める方法（平成31年3月20日環境省告示第54号最終改正）

測定方法一覧【要監視項目】

区分	項目	測定方法	単位	報告下限値	指針値
要監視項目	クロロホルム	K0125の5.1、5.2又は5.3.1	mg/l	0.006	0.06mg/L以下
	トランス-1,2-ジクロロエチレン	K0125の5.1、5.2又は5.3.1	mg/l	0.004	0.04mg/L以下
	1,2-ジクロロプロパン	K0125の5.1、5.2又は5.3.1	mg/l	0.006	0.06mg/L以下
	p-ジクロロベンゼン	K0125の5.1、5.2又は5.3.1	mg/l	0.03	0.2mg/L以下
	イソキサチオン	通知1の付表1の第1又は第2	mg/l	0.0008	0.008mg/L以下
	ダイアジノン	通知1の付表1の第1又は第2	mg/l	0.0005	0.005mg/L以下
	フェニトロチオン (MEP)	通知1の付表1の第1又は第2	mg/l	0.0003	0.003mg/L以下
	イソプロチオラン	通知1の付表1の第1又は第2	mg/l	0.004	0.04mg/L以下
	オキシシン銅 (有機銅)	通知1の付表2	mg/l	0.004	0.04mg/L以下
	クロロタロニル (TPN)	通知1の付表1の第1又は第2	mg/l	0.004	0.05mg/L以下
	プロピサミド	通知1の付表1の第1又は第2	mg/l	0.0008	0.008mg/L以下
	E P N	通知1の付表1の第1又は第2	mg/l	0.0006	0.006mg/L以下
	ジクロロボス (DDVP)	通知1の付表1の第1又は第2	mg/l	0.001	0.008mg/L以下
	フェノブカルブ (BPMC)	通知1の付表1の第1又は第2	mg/l	0.002	0.03mg/L以下
	イプロベンホス (IBP)	通知1の付表1の第1又は第2	mg/l	0.0008	0.008mg/L以下
	クロルニトロフェン (CNP)	通知1の付表1の第1又は第2	mg/l	0.0001	—
	トルエン	K0125の5.1、5.2又は5.3.2	mg/l	0.06	0.6mg/L以下
	キシレン	K0125の5.1、5.2又は5.3.2	mg/l	0.04	0.4mg/L以下
	フタル酸ジエチルヘキシル	通知1の付表3の第1又は第2	mg/l	0.006	0.06mg/L以下
	ニッケル	規格59.3又は通知1の付表4若しくは付表5	mg/l	0.005	—
	モリブデン	規格68.2又は通知1の付表4若しくは付表5	mg/l	0.007	0.07mg/L以下
	アンチモン	通知2の付表5の第1、第2又は第3	mg/l	0.002	0.02mg/L以下
	塩化ビニルモノマー	通知2の付表1	mg/l	0.0002	0.002mg/L以下
	エピクロロヒドリン	通知2の付表2	mg/l	0.00004	0.0004mg/L以下
	全マンガン	K0102の56.2、56.3、56.4又は56.5	mg/l	0.02	0.2mg/L以下
	ウラン	通知2の付表4の第1又は第2	mg/l	0.0002	0.002mg/L以下

通知1：平成5年4月28日、環水規第121号環境庁水質保全局水質規制課長通

通知2：平成16年3月31日、環水企発第040331003号・環水土発第040331005

号環境省環境管理局水環境部長通知に定められた方法

測定方法一覧【健康項目（地下水）】

区分	項目	測定方法	単位	報告下限値	環境基準
健康項目	カドミウム	規格55.2、55.3又は55.4	mg/l	0.0003	0.003 mg/L以下
	全シアン	規格38.1.2（規格38の備考11を除く。以下同じ。）及び38.2、規格38.1.2及び38.3、規格38.1.2及び38.5又は付表1	mg/l	0.1	検出されないこと
	鉛	規格54	mg/l	0.001	0.01 mg/L以下
	六価クロム	規格65.2（規格65.2.7を除く。）に定める方法（ただし、規格65.2.6に定める方法により汽水又は海水を測定する場合には、日本工業規格K0170-7の7のa)又はb)に定める操作を行うものとする。）	mg/l	0.02	0.05 mg/L以下
	砒素	規格61.2、61.3又は61.4	mg/l	0.001	0.01 mg/L以下
	総水銀	付表2	mg/l	0.0005	0.0005 mg/L以下
	アルキル水銀	付表3	mg/l	0.0005	検出されないこと
	PCB	付表4	mg/l	0.0005	検出されないこと
	ジクロロタン	規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2	mg/l	0.002	0.02 mg/L以下
	四塩化炭素	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5	mg/l	0.0002	0.002 mg/L以下
	塩化ビニルモノマー クロロエチレン	付表に掲げる方法	mg/l	0.0002	0.002 mg/L以下
	1,2-ジクロロエタン	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1又は5.3.2	mg/l	0.0004	0.004 mg/L以下
	1,1-ジクロロエチレン	規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2	mg/l	0.002	0.1 mg/L以下
	1,2-ジクロロエチレン	シス体にあたっては規格K0125の5.1.5.2又は5.3.2に定める方法、トランス体にあたっては、規格K0125の5.1.5.2又は5.3.1に定める方法	mg/l	0.008	0.04 mg/L以下
	1,1,1-トリクロロエタン	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5	mg/l	0.0005	1 mg/L以下
	1,1,2-トリクロロエタン	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5	mg/l	0.0006	0.006 mg/L以下
	トリクロロエチレン	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5	mg/l	0.001	0.01 mg/L以下
	テトラクロロエチレン	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5	mg/l	0.0005	0.01 mg/L以下
	1,3-ジクロロプロペン	規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1	mg/l	0.0002	0.002 mg/L以下
	チウラム	付表5	mg/l	0.0006	0.006 mg/L以下
	シマジン	付表6の第1又は第2	mg/l	0.0003	0.003 mg/L以下
	チベンカルブ	付表6の第1又は第2	mg/l	0.002	0.02 mg/L以下
	ベンゼン	規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2	mg/l	0.001	0.01 mg/L以下
	セレン	規格67.2、67.3又は67.4	mg/l	0.001	0.01 mg/L以下
	ふっ素	規格34.1（規格34の備考1を除く）若しくは34.4（妨害となる物質としてハロゲン化合物又はハロゲン化水素が多量に含まれる試料を測定する場合には、蒸留試薬溶液として、水約200mlに硫酸10ml、リン酸60ml及び塩化ナトリウム10gを溶かした溶液とグリセリン250mlを混合し、水を加えて1,000mLとしたものを用い、日本工業規格K0170-6の6図2注記のアルミニウム溶液のラインを追加する。）又は34.1.1c)（注（2）第三文及び規格34の備考1を除く。） （懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しない場合には、これを省略することができる。）及び付表7	mg/l	0.08	0.8 mg/L以下
	ほう素	規格47.1、47.3又は47.4	mg/l	0.1	1 mg/L以下
	1,4-ジオキサン	付表8	mg/l	0.005	0.05 mg/L以下
	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	硝酸性窒素にあつては規格K0102の43.2.1、43.2.3又は43.2.5又は43.2.6に定める方法、亜硝酸性窒素にあつては規格K0102の43.1に定める方法	mg/l	0.02	10 mg/L以下

「規格」：日本工業規格K0102 *その他の項目に分類

「付表1～14」：昭和46年12月28日、環境庁告示第59号に定める方法（平成31年3月20日環境省告示第46号最終改正）

「付表」：平成9年3月13日、環境庁告示第10号に定める方法（平成31年3月20日環境省告示第54号最終改正）